

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第27回) 登録資本金制度改革後における  
外資系企業の認可、登記制度の最新動向北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

今年3月1日に改正会社法が施行され、長年にわたり実施されてきた払い込み登録制度が廃止され、引き受け登録制度が正式にスタートしました(少数の特殊な業界を除く)。今回はこの制度改革が在中の日系外資系企業(公司制の現地法人に限る)に与える影響や留意点についてご説明いたします。

## ◇実例—新制度下で企業が直面する現実的課題

日本の株式会社A(A社)は登録資本金200万米ドルを投資し(払い込みは完了)、中国においてB公司(機械メーカー)を設立しました。2012年からB公司は新製品の投入及び生産の準備に着手しましたが、生産ライン拡充のためにA社から100万米ドルの増資を受けることが必要でした。しかし、当時A社は、B公司に増資するための十分な流動資金がなかったため、増資プランについて一貫して慎重に検討していました。

今回の会社法改正後においては、A社は増資する100万米ドル分の引受資本枠について、まずB公司の登録資本金の変更手続きを行い、その後A社の流動資金の状況を見ながら随時B公司に対し増資を行う、ということが理論上可能となります。日系企業の皆さまの実務においては、どうすれば順調に商務局及び工商局の認可を得て登記手続きを完了させられるのか、という点が課題となるかと存じます。

## ◇現地法人の認可、登記に関連する重要法規の改正動向

1. 国务院が今年2月19日に改正した『会社登記管理条例』(以下、『管理条例』という)は、工商局が会社登記手続きを処理する際の重要な法的根拠であり、外資系企業及び中国資本企業に対して統一的に適用されます。今回の改正のポイント(特殊な業界を除く)は、次の二点です。

- (1) 払込資本金が登記事項ではなくなった。
- (2) 会社登記時に、出資検査報告書の提出が必要なくなった。

2. 商務部は今年6月17日に『外資認可管理事務の改善に関する通知』(以下「外資通知」という)を公布しました。外資通知は外資系企業の認可を指導する強力かつ現実的な意義を有しております。そのポイントは以下の通りです。

- (1) 外資系企業(公司制)の初回出資割合、現金出資割合及び出資期限に関する制限または規定を撤廃した。
- (2) 特殊な業界を除き、会社の最低資本金の制限を撤廃し、会社登録資本金の出資払い込み状況の審査をしないこととした。
- (3) 2014年3月1日以前に認可された外商投資プロジェクトにおいては、投資者は原契約、定款に約定された出資義務を継続して履行しなければならない。もし変更する必要がある場合は、商務主管部門の審査を経て変更しなければならない。
- (4) 会社登録資本金の投資総額に対する割合は、依然として現行の法律規定に合致していなければならない。

## ◇現地法人の認可、登記手続き時の留意点

上述の法令解釈と弊所弁護士の経験を総括し、現地法人(例えばB公司)の資本金に関連する認可、登記手続きを行う際は、以下の点にご留意いただきたいと存じます。

1. 外資通知の規定から、現地法人定款の規定内容が依然として認可に影響すると見られます。現地法人定款の多くは改正前の会社法の規定に基づいて作成されており、登録資本金制度の改革後に、現在の定款に規定された内容が新しい制度に基づく増資、出資の実行を制限する法的リスクとなる可能性があります（例えば定款において、増資の際は払い込みが必要であり、かつ出資検査後に有効となる、と規定されている場合など）。従って、新制度のメリットを活用したいならば、定款の内容を確認し、法的リスクとなる内容を改正しなければなりません。

2. 現地法人の投資総額設定時に留意しなければならない点

(1) 投資総額と引き受け登録資本金の比率は、現行規定に合致していなければなりません。

(2) 投資総額と引き受け登録資本金の差額は現地法人への外貨融資限度額に関係するため、引き受け登録資本金の設定額は低すぎではいけません。同時に、投資総額をできるだけ高額に設定し、現地法人に対して機動的な融資が実行できるよう柔軟性を高めるべきです。

3. 引き受け登録資本制度に変更後も、株主は払い込みがなされていない部分について充当する義務を負っているため、自由気ままに引き受け登録資本金を高額に設定していいわけではありません。従って、引き受け登録資本金の合理的な設定が非常に重要です。

4. 現在大部分の認可、登記事項については市、区（県）級商務局及び工商局に権限が委譲されているため、基層レベルにおいて状況を確認することが非常に重要です。企業の皆さまにおかれましては主管商務局、工商局と速やかに意思疎通を図り確認されることをお勧め致します。

## 秀強玻璃、液晶保護用ガラス生産へ＝台湾から設備導入－江蘇省

19日付の中国紙・上海証券報（4面）によると、深セン証取の新興企業向け市場「創業板」に上場する薄膜太陽電池用ガラスメーカーの江蘇秀強玻璃工藝（江蘇省宿遷市）は、液晶保護用のARコートガラスを生産する方針だ。総投資額は1億800万元を見込む。55インチ以上の大型液晶ディスプレイ向けARコートガラスを国産化するのは同社が初めてとなる。

製造設備は台湾の北儒精密から1000万米ドルで購入する。地元建設する工場（年産能力60万平方メートル）は年内に試験稼働する見込み。本格生産は2015年3月の予定。（時事）

## 森馬服飾、幼児教育に参入＝香港系企業買収で－浙江省

21日付の中国紙・中国証券報（A11面、A18面）によると、深セン証取の中小企業ボードに上場するアパレルメーカーの浙江森馬服飾（浙江省温州市）はこのほど、上海などで幼児教育を手掛ける香港系の育翰（上海）情報技術の株式70%を取得し、同分野に参入することで関係者と合意した。所要額は1億220万元。森馬服飾は「巴拉巴拉」ブランドの子供服を保有しており、今回の買収により自社ブランドの浸透を目指す。

育翰は、3～6歳児向けの才能開発教育プログラム「ファスト・トラック・キッズ」を米国から導入し、幼児教室を運営している。また、英語習得用プログラム「ファスト・トラック・イングリッシュ」も国内5都市の12カ所で展開する。同社の13年業績は売り上げが5870万元、純利益が420万元だった。（時事）